

第68回京都大学11月祭全学実行委員会(第4回)

2026年7月11日(土)

【注意事項】

- 注意1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意2 本会議のミーティングのURLやレジュメ、議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意3 発言を希望する際には挙手および発声をしてください。委員長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意4 発言時には、団体名あるいは企画名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

(Google Meet参加者)

- 注意9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意11 議決・承認は、Google Meetの「挙手」機能を使用して行います。
- 注意12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意13 本会議は、本日15:00には閉会します。

【議事録】

開会時刻 10:00

閉会時刻 14:45

委員長：時間になったので始める。(注意事項読み上げ)

12時ごろに1時間程度昼休憩を設ける想定。

(1)の議事案にご意見等ある方はいるか

北部祭典：11月祭と北部祭典/教育学部祭の独立性に関する宣言を提出したい。

委員長：ご異議ある方はいるか。いないので11月祭と北部祭典/教育学部祭の独立性に関する宣言を最初に取り扱う。

北部祭典：例年通り、北部祭と教育学部祭典について独立宣言を出したい。ご異議があればお願いしたい。(宣言読み上げ)

教育学部祭：(宣言読み上げ)

委員長：以上のご提案にご異議ご質問等あるか。承認に移る。

(承認)

委員長：議事の(2)第68回京都大学11月祭における外部団体連携行為について、に移る。

事務局：別紙1をご一読いただきたい。補足資料が配布されているので、そちらも合わせてご確認ください。

委員長：10時10分まで黙読する時間を取る。本紙の内容が長いため、1項目ずつ扱っていく。

進行について、ご異議ご質問はあるか。無いようなのでその通りに進める。

まず(1)についてあるか。無いようなので(2)に移る。

A：(2)の適用対象について、(6)で片付け日における入場禁止措置に触れているが、規制の適用には片付け日は含まれていない。

事務局：(6)の11月祭片付け日における、という記載を削除し、適用範囲を23日までの期間としたい。

委員長：他に(2)についてあるか、無いようなので(3)に移る。

(3)についてあるか。無いようなので(4)に移る。

(4)についてあるか。

A：補足資料をこの議論に含むか把握していないが、規制対象について案①②のどちらにするのか今回の全学実で決めるという認識でいるがそれで正しいか。

事務局：2分ほど時間をいただきたい。

ご質問いただいた通り、案①②はあらゆる外部団体連携行為について、案①のように制限をかけるか、②のように制限をかけるかを今回の全学実において決定したい。

A：2つ質問がある。

別紙1で書かれている内容は今年案①にすることか、それとも昨年が案①だったということか。

また、11月祭事務局としては、現段階で案①②のどちらで進めたいと考えているのか。

事務局：1点目について。別紙1の意図である。

2点目について、11月祭事務局としては案①で進めることを提案している。外部連携行為の規制の対象となる行為について、漏れなく、規制を適用できるようにするためである。

委員長：これに対し、質問等あるか。

A：そうすると案①の下にどこかの段階で適切に除外する必要があるとあるが、どの段階でどの人が判断して適切であると判断するのかの想像がついていないため、説明いただけるとありがたい。

事務局：対象として適切でない事項については、次回以降の全学実行委員会で事務局より提案して、議論するという形をとらせていただきたい。

委員長：これに対して意見等あるか。この内容について、11月祭事務局として案①を希望しており、それに対して異議がでていない認識。

案①を取ったうえで、本レジュメの(4)を進める形で問題ないか。改めて(4)について、ご異議ご質問はあるか。無いようなので(5)に進む。

(5)について、11月祭事務局から補足などはないか。

事務局：(5)について、補足資料をご覧いただいた上で、事前許可制、事前認証制、事前相談制の3つの選択肢を検討した結果、実効性がより高いと考えられる事前許可制を事務局としては取りたいと考えている。

委員長：こちらについて、ご異議ご質問等あるか。

無いようなので、事前許可制を取ったうえで、(5)についてご異議ご質問等あるか。

(6)強制措置についても補足資料に飛ばしている認識だが相違ないか。

事務局：少し時間をいただきたい。

補足資料(3)強制措置及び嚴重注意処分の適用基準について、11月祭事務局に権限を適用できる範囲を強く設けている。そちらに関しては案①のⅡにある通り、全学実による救済制度を設けている。こちらについて、ご意見を伺いたい。

A：2点質問がある。まず、強制措置について。11月祭における入場禁止の措置について、入場禁止にしたとして本当にできるのか、本当に実効性があるのか疑問である。

2点目について。11月祭中に強制措置が起きた事案について、11月祭事務局に対する再審査をどのように行うのか。11月祭中に強制措置が取られた場合、救済制度はどのようにとればよいのか。強制措置は11月祭期間中にとられてしまうため、出展ができなくなった企画が受ける不利益をどのように扱うのか。

事務局：少々時間をいただきたい。

強制退去につきましては、その場から退去させることに一定の実効性がありそこを重く見て採用しているが、ご指摘の通り、再度入った時の対策がしづらいのはその通りである。

再審査によってどのように救済するかについては、出展自体の救済ができないことはその通りである。保証金については没収の取りやめる。また、事例として記載を残す。

事前許可制を取る場合、申請を事前にとることが必須となっており、事務局の許可を事前にとっている認識である。11月祭期間中に該当行為が発覚した場合、そもそも事前に申請をしていなかったという意味で責任があると考えている。

委員長：こちらに対して意見あるか

B：事前許可制をとる場合、(2)の適用対象について、適用の期間がズレる気がする。11月祭の企画に対して、とした方が良く思う。

事務局：少々時間をいただきたい。

ご指摘の通り事前の期間が対象にならないという指摘であると受け止めていて、(2)の文言を変更する形で対応したい。

「この規制は、2026年11月20日（金）から23日（月・祝）の期間に開催される第68回京都大学 11月祭に関する事項に対し適用する。」

委員長：議事録の文言問題ないか。こちらについて、追加でご異議ご質問等あるか。

C：案②に対する質問。「全学実行委員会の承認なく、個別の外部団体連携行為等に対し、差し止めをし又は罰則を適用することはできない。」という文言について、全学実行委員会においては、罰則を適用する事例のルールを決めるということか。それとも、具体的な事例について罰則を適用してよいか判断するということか。

事務局：後者の認識である。

C：その場合、11月祭当日または直前に重大な違反を見つけた場合、急遽全学実を開いてその処罰の可否について判断するということでよいか。

事務局：当日又は直前について、会場その他実務の都合上、全学実行委員会を実施することは難しいと考えている。したがって、案②を採用した場合は当日又は周辺に行われた行為は次年度に制限を設ける場合を除き、罰則を適用できない。

よって、事務局としては案①を採用したいと考えているがどうか

委員長：こちらについて、追加でご異議ご質問等あるか。

案①で進めることのご異議ご質問等あるか。

案①を取ったうえで(7)に進むということで問題ないか。

A：(6)で案①をとる場合、強制措置について、どのような手続きで行われるかが記載ない。11

月祭に出展する企画にとっては、事務局に抵抗することはよくない、という認識をもっているはずである。例えば事務局の中で見まわりをしている人がこれは違反行為なのかと判断して一時停止したら、その団体は損害を受ける。

だれがどのような判断で出展の停止等の措置を判断するのか。

事務局：強制措置の手続きですが、発見した場合、見まわりをしているものがその場で適用するのではなく、11月祭本部で関係者が集まって検討する。必要と判断した場合はその旨をまず通知する。その後不服申し立て期間としてある程度時間を設け、その後強制措置を実施する。

したがって、このような手続きを行う場合において強制的に出展停止させるということにはならないと考えている。

必要な場合は是正勧告、嚴重注意を行う。こちらも見回りではなく、11月祭本部の担当者が集まって検討した上で行う。

委員長：ご異議ご質問等あるか。

なければ、案①を取ったうえで、(7)に進んでも問題ないか。

C：救済制度について、出展者に対しどの程度周知されているのか。また、過去にこの制度が使われたことはあるのか。

事務局：救済制度について、企画出展を行う全ての企画が閲覧できるようにするほか、連携行為を申請する際にも注意事項の方で知らせたり、次回以降取り扱う規則でも記載し、強制措置を通知する場合も不服申し立てができる旨を伝える。

このため、強制措置を行う人が救済制度を知らないと言うことは起き得ないと考えている。

このような救済制度が実施された事例については、このような物が本格的に取り入れられたのが去年からであるため、去年に関しては特になかったと認識している。

委員長：異議等無いか。案①をとることについて質問はあるか

B：救済制度の内容について。事前許可制を取る場合、事前に不服申し立てで救済制度が取られた場合その企画は出展が可能なのか。

事務局：事前に不服申し立てに合理性があると判断された場合には許可・不許可は訂正されて行為が実施可能になる。

A：私の認識では、許可をとるというのは出展者が決まった段階で許可をとるということだが、その上で、この企画は明らかに外部団体連携行為を行えませんでしたとなって出展を取りやめる時に空いた枠は出展の繰上げ等を行うのか。

事務局：2、3分ほど時間をいただきたい。

出展を取りやめる場合は企画種にもよるが、一定期間であれば落選した企画の繰上げを行う。ただ、教室や行政手続きの都合上、一定期間をすぎると新規で繰上げを行えないデッドラインは存在する。それを過ぎた場合は繰上げは行えない。

委員長：その他、(6)についてご異議ご質問はあるか。無いようなので(7)に移る。

(7)について、何かあるか。無いようなので(8)に移る。

(8)について何かあるか。無いようなので、次に補足資料の方に移る。

11時10分まで確認の時間を取る。ご異議ご質問等あれば挙手を願う。

補足資料の内容について、ご意見ご質問等ある方はいるか。

改めて、本議題について、(4)については補足資料の案①をとり、(5)については事前許可制をとり、(6)については補足資料の案①をとる、と言うことで問題ないか。

D：全体的な文言として規制の運用主体が事務局となっている。酒類では11月祭本部とある。本部の方が適切かと考えるがどうか。

事務局：ご指摘の通り、当日に関しては「11月祭本部」に修正する。

委員長：ご異議ご質問等あるか。

事務局：先ほどの11月祭本部のところだが、最後に「11月祭期間中は11月祭本部に適宜読み替える」と言う旨の文言を付け加えることで対応したい。

委員長：ご意見ご質問等あるか。

D：今の事務局の、最後の文言で規定を適宜読み替えるというのは、今回出された別紙1がそのまま規則の条文として適用される予定であるということか。

事務局：2分ほど時間をいただきたい。

本日提起させている別紙1は規則の方針資料という想定。別紙1の最後に文言を追記して承認をとった上で、次回以降の規則にも書き加えるという想定。

委員長：こちらについて、ご異議ご質問等あるか。

全体を通して改めて、

項目2の「この規制は、2026年11月20日（金）から23日（月・祝）の期間に開催される第68回京都大学 11月祭に関する事項に対し適用する。」の文言の変更、

項目6での片付け日の削除、

最後に「11月祭期間中は11月祭本部に適宜読み替える」と言う旨の文言の追加、

(4)については補足資料の案①をとり、(5)については事前許可制をとり、(6)については補足資料の案①をとる、と言うことで問題ないか。これについて承認をとる。

(承認)

委員長：議事録の承認に移る。

委員長：議事録の内容等に問題がある方は挙手をお願いしたい。ないようなので議事録の承認に移る。

(承認)

委員長：他に、何か議題等がある人はいるか。いないようなので閉会とする。